

消費生活相談だより

定期購入にご注意を！

スマホやパソコンで商品を注文する通信販売における解約トラブルの事例が消費生活相談窓口に多く寄せられています。ご注意ください。

▼相談事例

①スマホで「定期コース解約縛りなし」「初回980円」のダイエットサプリの広告を見て注文したが、しばらく試してみても効果がない気がした。販売店に定期コースの解約の電話をしたところ、「解約できない」と言われた。

「広告には『定期コース縛りなし』と大きく書いてあった」と伝えたところ、「初回の『特別割引クーポン』を『利用する』を押した場合は、4か月分を購入する必要があり、翌月からは1万円になると規約に書いてある」と説明された。規約は細かい字で長文だったので読まなかったが、「規約に同意する」にチェックは入れた。解約できないのか。

②インターネットの広告で見た「初回1980円」の禁煙タバコを試してみたところ合わなかった。解約しようと思い、販売店に何度も電話したが誰も出ない。解約希望のメールも送ったが返信がない。連絡がとれないうちに次の商品が届いてしまった。支払わないでいたところ、弁護士から「1年間の定期購入の契約だ

から支払え」との督促状が届いた。支払うべきか。

▼契約前のチェック

□規約で定期購入になっていませんか？
□支払うことになる総額はいくらですか？
□口コミサイトも閲覧してみましよう。

▼契約時のアドバイス

◎長文でも規約は読みましよう。
◎「最終確認画面」はスクロールして最後まで確認ましよう。
◎契約条件が記載されている画面をスクリーンショットで保存しておきましよう。

（参考：国民生活センター）

▼問い合わせ

①まち未来創造課 消費生活相談窓口
毎週月・水曜日（祝日除く）
午前10時～正午、午後1時～5時
リモート相談もご利用ください！
毎週火・木曜日（要予約）
☎68・2211（内線246）
②茨城県消費生活センター
平日と日曜日（日曜日は電話のみ）
午前9時～午後5時（日曜日は午後4時まで）
☎029・225・6445
③国民生活センター（消費者ホットライン）土・日曜日、祝日を除く
午前9時～午後4時
☎188（いやや！）

※他市町村へのご相談は、遠慮ください。

みんなで考える世界禁煙デー

「世界禁煙デー」は、世界保健機構（WHO）が、「タバコを吸わないことが一般的な社会習慣になること」を目標とし、1989年に制定したものです。厚生労働省は1992年から世界禁煙デーから始まる一週間を「禁煙週間」とし、たばこの健康影響などの普及啓発強化に取り組んでいます。さまざまな生活習慣病や肺がんなど、有害化学物質による深刻な健康被害の原因となる喫煙ですが、受動喫煙によって非喫煙者の健康が損なわれることも問題となっています。

電子たばこの使用と疾病および死亡リスクとの関連について現時点では明らかではありませんが、右記のような海外の状況を踏まえると健康被害を起こすおそれが否定できません。電子たばこを使用して、呼吸困難、息切れ、胸痛といった呼吸器症状が見られるなど、具合が悪くなった場合には、その製品の使用を直ちに中止し、医療機関を受診してください。



休日・夜間の受診が必要なとき

取手北相馬休日夜間診療所（内科・外科）
取手市野々井1926番地
（取手北相馬保健医療センター医師会病院内）
☎0297-78-6111
※必ず事前に医療機関に電話をしてください。
診療時間 土曜日：17時～翌朝9時
日曜日、祝日・年末年始：9時～翌9時

受診を迷ったり・誰かに相談したいとき

茨城 おとな救急電話相談
プッシュ回線の固定電話、携帯電話から
短縮ダイヤル #7119
茨城 こども救急電話相談
プッシュ回線の固定電話、携帯電話から
短縮ダイヤル #8000

または
050-5445-2856
24時間 年中無休
相談は無料です。
ただし通話料は利用者負担となります。

「まちづくり」は

町民と行政のコミュニケーションから

「町長への手紙」で

あなたのご意見・ご提案を

お聞かせください!!

「町長への手紙」は、町民の皆さまの声を町政に反映させるためのものです。

広報紙を活用して町民の皆さまにお配りいたします。皆さまが、普段の生活の中で思っていること、お気づきのこと、町に取り組んでもらいたいこと、改善してほしいこと、お住まいの地域の課題や展望など、町づくりに関するご意見・ご提案をお寄せください。

お寄せいただいた全てのご意見を、すぐに実行というわけにはいきませんが、皆さまと共に考え、共に研究し、できる限り町政に反映してまいります。

※ご意見は、下の用紙の裏面に記載してください。

また、必ずご住所、お名前、電話番号を明記の上、お送りくださいますようお願いいたします。匿名やペンネーム、誤った記載の場合、回答や公表はいたしません。また、内容によっては、回答までに時間がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

過去に寄せられたご意見は左記の二次元コードよりご覧いただけます。

▼問い合わせ

総務課 秘書広聴係

☎68・2211（内線319）



利根町大字布川841番地1

利根町長 行

（総務課 秘書広聴係扱い）

（切手をはらずにこのおま投かんしてださい）

214

利根町長 行

差出有効期間
令和8年3月
31日まで

料金受取人私郵便

301-8790